順位	氏名 (議席)	発 言 の 要 旨	答弁者
19位 5	氏名(議席) 高橋 正典(9)	発 言 の 要 旨  1. 空き家対策について 国は、平成27年5月から「空家等対策の推進に関する特別 措置法」を施行した。その背景にあるのは、核家族化と高齢 者世帯が増加、農業後継者不足から農地を宅地に転用せざる を得ない状況があり、次世代の若者の持ち家が増加傾向にあ る。結果として、両親あるいは祖父母の家を利用するものが なく、空き家となってくる。 原因を探れば枚挙にいとまがないわけで、空き家は増加し 続けていることから、先に申し上げた「空家等対策の推進に 関する特別措置法」が平成26年に公布され、平成27年5月から 施行された。 平成25年の総務省統計では、空き家の数は、背景がそこに ある。全国で820万戸に達している。5年ごとに調査している が、平成30年の統計では、実に、846万戸に上り、前回調査より26万戸増加しているのである。 本市では、平成29年度に空き家対策として、「富士市空家等 対策協議会」を設置し、空き家対策に乗り出したところであ る。この協議会において、富士市空家等対策計画を整備し、本市でもふえ続ける空き家の現状を把握し、この問題に対したところである。 この協議会において、富士市空家等対策計画を整備し、本市でもふえ続ける空き家の現状を把握し、この問題に対したところである。 この協議会において、富士市空家等対策計画を整備し、本市でもふえ続ける空き家の現状を把握し、この問題に対しておようとと考析空き家になってしまう。あるいは、まだ住まいとしまい、老朽空き家に移行しているいよことを抑制しようと、空き家バンクを設置し、活用していることを抑制しようととである。 とこでもやっていることとはいえ、ケースによっては、厄介な問題も発生してくることから敬遠されがちなのが現状だが、しっかり対応していただいていると評価している。 この空き家対策を取り上げた質問もこれまで6回してきたが、いまだに市内の空き家が目にとまたびにいまったのでは強力といいてと、空き家が第目にとまたが、できま家の有効活用の小豆島町を視察し、運転免許証の返納後のサポートについてと、空き家の有効活用の点で参考になったので、本市でもふえ続けている空き家に対して、	市長
		考になったので、本市でもふえ続けている空き家に対して、 どこまで把握し、どのように捉えているのか以下質問する。 (1) 空家等対策計画に基づき、空き家バンクを創設し活用されているが、本市に対応している空き家バンクとして参画してくれている事業所がどれほど存在しているか、また、 案件として登録されている物件はどれほどあるか。 (2) 空き家バンクというシステムは、空き家の利活用について、非常に有効な手段と考えるが、物件の受け入れと利用	

順位	氏名(議席)	発 言 の 要 旨	答	弁	者
5	高橋 正典(9)	者とのマッチングが機能しないとうまく回転しなくなり、 需要と供給のバランスが保てなくなることから、どのよう な工夫をしているか伺う。 (3) 特定空き家の除却に係る助成については、本年4月から 始まっているが、空き家バンクに登録し、これをリフォー ムしようとしたときに助成するシステムの検討が急がれる と考えるがいかがか。 (4) 空き家バンクの活用と移住定住策をリンクさせれば、よ り有効と考えるがいかがか。 (5) 危険空き家対策、老朽空き家対策、空き家バンクの利活 用など、本市としてさまざまな施策を展開していることは 評価するが、市民にいまひとつ浸透しているとは言いがた いと感じる。そこで、市民に周知する手だてについて伺う。	市及担	び 当 部	巨大巨大

順位	氏名 (議席)	発 言 の 要 旨	答弁者
順位	氏名(議席) 米山 享範(25)	1. 災害時等に備え液体ミルクの災害備蓄品への導入について 今春から液体ミルクの販売が始まりました。液体ミルクは 母乳に近い栄養が含まれ、常温で約半年から1年間は保存できるものです。 粉ミルクと違って、お湯の確保が困難な災害発生時の避難 所でも乳児に安心して飲ませることができることから、富士市において液体ミルクの備蓄を求めるものです。 我が国では平成28年4月に発生した熊本地震の際に、フィンランドから寄せられた緊急支援物資の中に液体ミルクがあり、避難所での生活を余儀なくされた赤ちゃん連れの母親からは大変喜ばれたものであります。 また、先ごろ大手コンビニエンスストアが乳児用液体ミルクの取り扱いをスタートさせました。こちらは働きながら高くあり、既にかなり需要も見込みやドラッグストアでも取り扱いが徐々にふえつつあると言われています。そこで以下4点について何います。 (1) 富士市においては液体ミルクを災害時の備蓄品として財人しているのか。 購入していないなら、今後購入していく考えはあるのか。 (2) 子育で支援や働く母親たちに液体ミルクの有用性を認識してもらい、各家庭でも備蓄を促していくという考えからの施策を展開すべきと思うがいかがか。 (3) 子育で世帯の母親、父親の負担軽減という観点からもその有用性をPRし、さらに子育で世帯を対象にした防災溝座などで周知を図る考えはないか。 (4) 役所が実施している赤ちゃん訪問や健診の際に、液体ミルクの正しい知識も伝えるべきと思うがいかがか。 2. 強固な自主防災組織の要となる防災リーダーの育成について 9月1日には令和元年度富士市総合防災訓練が実施されました。これは市内の各町内会自主防災、暮らしを守る肩主防災、春らしを守る肩主防災と続きなが主体で展開され、この日は日曜日でもあり、訓練にはもく感じたものであります。	市 長 及 び
		くの小・中・高生の姿も見られ、大変うれしく、かつ頼もし	

順位	氏名 (議席)	発 言 の 要 旨	答	弁	者
6	米山 享範(25)	リーダー役としての自主防災会長の使命と責務は大きいものがあります。各地区には防災指導員が配置されていますが、高齢者が担っているのが多いというのが現状であります。そこで、以下4点について伺います。 (1) 自主防災組織の強化と人材の育成という観点から民間資格「防災士」の養成を進め、そこで市が費用の助成をし、地域防災リーダー役の育成をすべきと思うがいかがか。 (2) 市職員で「静岡県ふじのくに防災士」の有資格者は何人いるか、防災訓練等でどのような活動を展開しているのか。また、防災指導員の中に防災士有資格者は何人いるのか。 (3) 現状の防災指導員で十分か、増員していく考えはあるのか。 (4) 平成26年4月に全世帯配布された「富士市防災マップ」の改正版の発刊計画はあるのか。	市及担		長

順位 氏名(議席)	発言の要旨答弁者
順位 氏名 (議席) 7 荻田 丈仁 ( 2	
	2. 岳南電車を観光資源や文化財に位置づけての利用促進策に ついて 公共交通機関の1つである岳南電車は本市にとって必要か

順位	氏名 (議席)	発 言 の 要 旨	答弁者
7	荻田 丈仁(22)	鉄道事業の経営悪化が伝えられ存続が危ぶまれたので、市として公的支援を行ってきている。 公的支援は平成24年度より始まり、3年ごとに見直しを行ってきたが、平成30年度からは、支援期間を5年と長くしてのさらなる利用客数増加への取り組みが始まっている。公的支援後はもともとの市民の足としての役割を担いながら、近年では観光集客やメディアでの露出によるシティプロモーション等、富士市にとってさまざまな側面から社会的価値を与え始めている。今後も公的支援を行っていく以上、事業者の自助努力はもちろんだが、行政の適切な関与を前提に市民、事業者、行政が一体となって支えていくことが重要である。現在、岳南電車の利用促進と理解を進めるための利用促進協議会が設置されて利用促進対策が進められ、改善が図られているが、車社会からの脱却、また高齢化社会では、公共交通機関の重要性は増しているものの、人口減少が進む中では鉄道事業自体は厳しい経営状況が続くと思われ、さららなる利用促進策が必要と考える。市では富士山ビューポイントの整備や工場夜景等の観光振興に力を入れ始めているが、富士市が工業都市として栄えてきた観光資源としてや、鉄道文化財としての価値があるならば富士市の財産としてや、鉄道文化財としての価値があるならば富士市の財産として位置づけた利用促進は有効であると考え、以下質問をする。 (1) 利用状況はどのようになっているのか。 (2) 観光集客やシティプロモーションとしての効果を含め、社会的価値をどのように捉えているのか。 (3) 市として廃車となっている電気機関車の利用は考えられないか、例えば、展示環境の整備支援や産業交流展示はいかがか。 (4) 岳南電車の文化的価値を高めることはもちろん、駅舎・ホーム等の整備が進んでいない中、駅舎等の整備の支援策としても、駅舎・ホーム等の登録有形文化財への登録を市も一緒になって取り組んではいかがか。	市及担 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

順位	氏名 (議席)	発 言 の 要 旨	答弁者
图位 8	氏名(議席) 小池 智明(18)	1. (仮称) 富士市立大学等の高等教育機関のあり方に関する検討組織の設立・活動について 私は、平成29年2月議会で常葉大学富士キャンパスの撤退 に伴い考える高等教育機関の市内立地の意義等について、成30年6月議会では(仮称) 富士市立大学等の高等教育機関の市内立地の意義等について、明確30年6月議会では(仮称) 富士市立大学等の高等教育機関のあり方を考える庁内の検討プロジェクトチーム と有識者会議を設置し、検討を開始すべきではとの提案にとれ、小長井市長は、「1つの大学を市が設立するということになりますと、非常に大きなテーマになる問題でけないというふうに思っています。ですから、今の企画課の中での検討でも十分それで済むかといったら、決してそれでは済まないうことで検討会が設置をされているわけまざまでよが設置をされているおりまずまな高等に関すのととで検討会が設置をされているおけれども、を全体的に見ますが今始まても、そういう相がも、をのは必要を全体的に見ないかなと思っています。のままではなから、協力のではないかなりまでは行かないかもしれませんけれども、変になってくるんではないかなと思っています。今のままではなかなか、市立高校の話もありますけれども、いっことを検討する場ということも定まりにくいんじゃないかなと思っています。」と答弁された。その後の動きが伝わってこない状況が続いている中、以下質問する。 (1) 昨年6月以降、市長が答弁された「組織的なもの」について行政機の設立やその活動スケジュールはどのように考えているか。 2. 会計年度任用職員制度導入について ~学校事務、学校給食調理を事例に~現在、富士市役所で働いている臨時職員を、来年度からは会計年度任用職員制度)の導入に向け、さまざまな検討が進んでいる。	市 長 及 び 教 育 長
		市当局が作成した会計年度任用職員制度に関する説明会の 資料によれば、会計年度任用職員制度は、 ・(現在の) 臨時・非常勤職員は、地方行政の重要な担い手 だが、制度が不明確であり、地方公共団体によって任用・ 勤務条件の取り扱いがさまざまで、適正な任用・勤務条 件を確保することが求められている。	

順位	氏名 (議席)	発 言 の 要 旨	答弁者
8	小池 智明(18)	・(臨時職員が移行する)会計年度任用職員の職務の内容や 責任の程度は、常勤職員(正規職員)と異なる設定としなければならない。正規職員との職務の振り分け、責任の明確化が制度移行の前提条件(である)。 ・正規職員が担うべき業務は、「本格的業務」であり、具体的には、組織の管理・運営自体に関する業務、財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務等・会計年度任用職員が担う業務は、「補助的業務」であり、具体的には、データ入力、資料整理などの単純業務や、正規職員が行う権力的業務の前段となる予備的な作業など専門性が低い業務とされている。 導入に当たっては、前提条件とされる正規職員との職務の振り分け、責任の明確化と、その直属の上司(指示担当者)、所属長(監督者)に相当する正規職員の意識・行動が重要になると考える。今回は、学校事務職員、学校調理員を事例に質問することを通じて、会計年度任用職員制度導入の適正なあり方を確認したい。そうした考えのもと、以下質問する。 (1) 学校事務における会計年度任用職員制度導入について①学校事務に区切っての容・構成と、従来から現在に至る間、県費負担正規職員と市費負担臨時職員の仕事は何をもって線引きしてきたか。 ②会計年度任用職員制度導入に当たり、今後は正規と臨時(会計年度任用職員)で、どのように本格的業務と補助的業務に区切っていくのか。 ③ 誰が、どのようにチェックしていくのか。 (2) 学校給食調理における会計年度任用職員制度導入についての。 金計年度任用職員制度導入に当たり、今後は正規と臨時(会計年度任用職員)で、どのように本格的業務と補助的業務に区切っていくのか。 ③ 企計年度任用職員制度適正な導入に向け、今後、どのような検討・対策を進めていくのか。	及び

順位	氏名 (議席)	発 言 の 要 旨	答弁者
9	藤田 哲哉(13)	1. 子どもの健やかに生きる権利・離婚前後の養育支援につい	
			及び
		富士市は、今年度と来年度の2年をかけて子どもの権利条	担当部長
		例を策定することを表明しています。子どもの健やかな成長	
		を願うのは、社会全体の願いでもあります。しかしながら、	
		昨今のニュースでは、子どもに関連した、大変痛ましい事件	
		が後を絶ちません。	
		そこで、子どもの健やかに生きる権利について、以下当局	
		の考えを伺います。	
		(1) 平成23年に民法第766条の一部が改正され、「父母が協議	
		上離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子	
		との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担	
		その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定め	
		る。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮し	
		なければならない。」と明文化されました。	
		そのため、施行後の離婚届には、面会交流と養育費の分	
		担についての取り決めチェック欄が設けられるようになり	
		ました。市はこのチェック欄が設けられた目的についてど	
		のように捉えているのか伺います。	
		(2) 平成28年度の全国ひとり親世帯調査を見ると、養育費の	
		取り決め状況は、「取り決めをしている」が 母子世帯で	
		42.9%、父子世帯で20.8%となっています。	
		取り決めをしていない理由は、母子世帯では「相手と関	
		わりたくない」が31.4%と最も多く、次いで「相手に支払	
		う能力がないと思った」が20.8%、「相手に支払う意思がな	
		いと思った」が17.5%となっています。一方、父子世帯で	
		は「相手に支払う能力がないと思った」が22.3%と最も多	
		く、次いで「相手と関わりたくない」が20.5%となってい	
		ます。	
		また、面会交流の取り決め状況については、「取り決めを	
		している」が、母子世帯で24.1%、父子世帯で27.3%とな	
		っています。	
		取り決めをしていない理由は、母子世帯では「相手と関	
		わり合いたくない」が25.0%と最も多く、次いで「取り決	
		めをしなくても交流ができる」が18.9%となっています。	
		一方、父子世帯では「取り決めをしなくても交流ができる」	
		が29.1%と最も多く、次いで「相手と関わり合いたくない」	
		が18.4%となっています。	
		富士市では、離婚届の用紙を受け取りに来る方に、法務	
		省の作成した子どもの養育に関する合意書作成の手引き	
		「子どもの健やかな成長のために」を配付しています。こ	
		の手引きの中で、養育費と面会交流の取り決めについて、	
		「子どもが両親の離婚を乗り越えて健やかに成長すること	
		ができるためにも、可能な限り取り決めをしておくことが	
		望ましいといえます。」と説明しています。これは、民法第	

順位	氏名 (議席)	発 言 の 要 旨	答弁者
9	藤田 哲哉(13)	766条の「子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」を受けての表現であると思われますが、これらの取り決めに対する市としての考え方、また、支援はどのように行われているのか伺います。 (3) 離婚後の養育支援は、どのように行われているのか伺います。 (4) 母子・父子世帯ともに、面会交流の取り決めをしているが25%前後と大変低い状況です。子どもが心穏やかに父や母と面会できる権利を確保するためにも、面会交流の支援を行うべきであると思うのですが、お考えを伺います。 (5) 離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が24.3%で、離婚した母親からは、「現在も受けている」が3.2%(平成28年度の全国ひとり親世帯調査より)でした。子どもが父や母から大切に養育される権利を確保するためにも、養育費確保の支援を行うべきであると思うのですが、お考えを伺います。 (6) 富士市の未来を担う子どもたちが健やかに生きる権利を市が積極的に確保するためには、市が策定を進めている子ども権利条例に離婚前後の子どもの養育支援について規定することが、施策を進めるための大きな根拠になると思いますが、お考えを伺います。	市及担当部長長